

測量法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）（抄）

（測量の基準）

第十一条 基本測量及び公共測量は、次に掲げる測量の基準に従って行わなければならない。

- 一 位置は、地理学的経緯度及び平均海面からの高さで表示する。ただし、場合により、直角座標及び平均海面からの高さ又は地心直交座標で表示することができる。
  - 二 距離及び面積は、第三項に規定する回転楕円体の表面上の値で表示する。
  - 三 測量の原点は、日本経緯度原点及び日本水準原点とする。ただし、離島の測量その他特別の事情がある場合において、国土地理院の長の承認を得たときは、この限りでない。
  - 四 前号の日本経緯度原点及び日本水準原点の地点及び原点数値は、政令で定める。
- 2 前項第一号の地理学的経緯度は、世界測地系に従って測定しなければならない。
  - 3 前項の「世界測地系」とは、地球を次に掲げる要件を満たす扁平な回転楕円体であると想定して行う地理学的経緯度の測定に関する測量の基準をいう。
    - 一 その長半径及び扁平率が、地理学的経緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。
    - 二 その中心が、地球の重心と一致するものであること。
    - 三 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

○測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）（抄）

（日本経緯度原点及び日本水準原点）

第二条 法第十一条第一項第四号に規定する日本経緯度原点の地点及び原点数値は、次のとおりとする。

- 一 地点 東京都港区麻布台二丁目十八番一地内日本経緯度原点金属標の十字の交点
- 二 原点数値 次に掲げる値
  - イ 経度 東経百三十九度四十四分二十八秒八七五九
  - ロ 緯度 北緯三十五度三十九分二十九秒一五七二
- ハ 原点方位角 三十二度二十分四十四秒七五六（前号の地点において真北を基準として右回りに測定した茨城県つくば市北郷一番地内つく

2

ば超長基線電波干渉計観測点金属標の十字の交点の方位角)

法第十一条第一項第四号に規定する日本水準原点の地点及び原点数値は、次のとおりとする。

- 一 地点 東京都千代田区永田町一丁目一番二地内水準点標石の水晶板の零分画線の中点
- 二 原点数値 東京湾平均海面上二十四・四一四〇メートル